

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し放置車両の確認等を実施する。

● 重点路線

路線（区間）	重点時間帯	平成29年中取付件数
秋田岩見船岡線（手形陸橋～堤敷交差点の間）	8時～18時	18件

● 重点地域

地域	重点時間帯	平成29年中取付件数
東通・広面エリア （東通仲町、東通1丁目から東通6丁目、広面（長沼、鍋沼）及び広面（樋ノ上、宮田、小沼古川端の一部地域）	8時～18時	253件

秋田県警察秋田東警察署